

茅野市立小学校及び中学校施設使用料

R2.4.1改定

茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例 別表第1 (第2条関係)

| 区分 | 使用料 | |
|--|-------------|----------------|
| | 小学校及び中学校体育館 | 市民 |
| | 市民以外 | 1時間につき 970円 |
| 宮川小学校及び玉川小学校小体育館 | 市民 | 1時間につき 320円 |
| | 市民以外 | 1時間につき 480円 |
| 小学校及び中学校校庭 | 市民 | 1時間につき 180円 |
| | 市民以外 | 1時間につき 270円 |
| 中学校の特別教室で別に指定するもの (北部中学校コンピュータ教室を除く。) | 市民 | 1時間につき 180円 |
| | 市民以外 | 1時間につき 270円 |
| 北部中学校テニスコート | 市民 | 1面 1時間につき 110円 |
| | 市民以外 | 1面 1時間につき 160円 |
| 北部中学校コンピュータ教室 | 市民 | 1人 1時間につき 180円 |
| | 市民以外 | 1人 1時間につき 270円 |
| 北部中学校やつがねホール | 市民 | 1時間につき 1,380円 |
| | 市民以外 | 1時間につき 2,070円 |
| 北部中学校天体観測ドーム | 市民 | 1回 520円 |
| | 市民以外 | 1回 780円 |

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 2 小学校及び中学校体育館又は小学校及び中学校校庭の使用が半面である場合は、規定の使用料の半額とする。ただし、宮川小学校及び玉川小学校小体育館を除く。
- 3 次の各号に掲げる施設において照明設備を使用する場合は、それぞれ当該各号に定める金額を加算する。ただし、使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
 - (1) 中学校校庭(長峰中学校校庭を除く。) 1時間につき210円
 - (2) 長峰中学校校庭 1時間につき880円
- 4 北部中学校第2美術室で焼窯を使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定まる額とする。
 - (1) 素焼1回 1,590円
 - (2) 本焼1回 3,200円
- 5 入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合には、規定の使用料に次の各号に掲げる入場料等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、入場料等に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料等とする。
 - (1) 入場料等が1,000円未満の場合 100分の120
 - (2) 入場料等が1,000円以上2,000円未満の場合 100分の130
 - (3) 入場料等が2,000円以上の場合 100分の200
- 6 この表において「市民」とは、茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人及び茅野市に住所を有し、通勤し、通学し、又は別荘を有する個人が構成員の半数以上を占める団体をいう。